



心のバリアフリーの理解を 深めるためのキーワード

補助犬

身体に障害のある人の目や耳、手足に代わり、日常生活のお手伝いをします。
補助犬は、ペットではなく、身体に障害のある人の大切なパートナーです。

「身体障害者補助犬法」とは？

補助犬の訓練及び補助犬を使う人の義務とともに、さまざまな施設や交通機関への補助犬同伴の受け入れを義務とし、身体に障害のある人の自立と社会参加を進めることを目的とした法律です。

- 補助犬は、必要な訓練を受け、きちんとしつけられています。
- 補助犬を使う人は、補助犬の健康と清潔が保たれるよう管理する義務があります。
- スーパーや飲食店、ホテル、病院、タクシーなども補助犬の同伴を受け入れる義務があります。



盲導犬

目が不自由な人の目の代わりとなって、安全に歩けるよう、街の曲がり角や段差を教えます。胴体にハーネス（胴輪）をつけています。



聴導犬

耳が不自由な人の耳の代わりとなって、チャイム音やクラクションなどを聞き分けて、お知らせします。「聴導犬」と表示をつけています。



介助犬

手足が不自由な人の手足の代わりとなって、物をとりに行く、着替えを手伝うなど、日常生活の動作のお手伝いをします。「介助犬」と表示をつけています。



私たちがサポートできること

- 街で見かける補助犬は、仕事中です。勝手に触ったり、話しかけたり、食べ物あげたりしないようにしましょう。
- 補助犬を同伴していても、手助けが必要な場面もあります。困っている様子を見かけたら、まずは声をかけ、手助けをお願いします。

障害者権利条約

障害のある人の人権や生まれながらに持つ基本的自由を守り、その人らしさを大事にするを目的としています。

この条約における「障害」とは、その人自身が抱える個人の問題（「医学モデル」）ではなく、主に社会によって作り出されている問題（「社会モデル」）であるという考えに基づき、「Nothing About Us Without Us」（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）というスローガンを大切に作られました。

障害者差別解消法

障害のあるなしに関係なく、みんながお互いにその人らしさと個性を大事にし合いながら共に生活できる社会をつくることを目指した法律です。

国や市区町村、会社やお店に「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。この法律は、日常生活の中で個人的に障害のある人と接する場合や、個人の考えなどは対象としていませんが、私たちひとりひとりが障害のことや障害のある人への理解を深めることがとても大切です。

「不当な差別的取扱い」とは？

障害があるという理由だけでサービスの提供を断ることや、制限や条件をつけることを禁止しています。

（例）

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に受付の順番を後回しにする。
- 補助犬の同伴を理由に入店を断る。

など

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人に対して配慮が求められた場合、負担が大きくなる範囲で配慮を行うことを求めています。

（例）

- 段差のある場所に簡易スロープを設置する。
- 筆談や手話・読み上げなど本人にとってわかりやすい方法でコミュニケーションをとる。

など

障害のある人から声があがる前に、あらかじめできることを積極的に考え行っていくことも大切です。障害のある人もない人も誰もが大切にされる暮らしやすい社会をみんなで作っていきましょう。